

三木市創生計画策定検証委員会設置要綱

(設置)

第1条 市の人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略等」という。）の策定及び見直し並びに総合戦略等に係る施策の検証を行うため、三木市創生計画策定検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 総合戦略等の策定及び見直しに関すること。
- (2) 総合戦略等に係る施策の検証に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内で組織する。

- 2 委員は、住民及び関係行政機関の職員並びに産業、経済、教育、金融、労働及び報道等についての有識者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年以内とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 第2条各号に掲げる事項について必要があると認めるときは、委員会に部会を置くことができる。

(会議の非公開)

第7条 委員会及び部会（以下「委員会等」という。）の会議は、公開することにより、公正又は円滑な会議の運営が阻害されるおそれ、特定の者に不当に利益を与えるおそれがあることから、原則として非公開とする。

(秘密保持義務)

第8条 委員は、まちづくりの根幹をなす市の機密事項を委員会等で取り扱うことを認識するとともに、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。委員を退いた後においても、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会等の庶務は、豊かなくらし部営業課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会等の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月30日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に招集される委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。